

経営者協会だより

中小企業経営者協会
 中小企業経営労務研究所
 横浜市青葉区青葉台2-10-20 第2志田ビル3階1号室
 TEL: 045-988-5155 FAX: 045-988-5165
 http://www.chukeirou.jp
 E-mail: chukeirou@gol.com

CONTENTS

| page | |
|------|--|
| 1 | 大阪地裁判決 「追い出し部屋」で慰謝料支払い命令 |
| 2 | 特集 最近の裁判例から必須要件をピックアップ! 定額残業代が有効と判断されるには |
| 4 | TOPICS 「マタハラ白書」長時間労働がマタハラの温床 |
| 4 | 備えよう!マイナンバー マイナンバーで何が変わる? |
| 5 | すっきりわかる。年金 海外赴任すると年金が減るって本当? |
| 6 | 人事労務の法律ミニ教室 マイカーで営業活動をしている社員。 黙認してもいい? |
| 7 | 助成金を活用しましょう 平成27年度「雇用保険制度」の 助成金・給付金の改正一覧 |
| 8 | もっと会議を有意義に 「なんだかうまくいきそう」な雰囲気での会議を始める方法 |
| 8 | 労務ひとこと 平成生まれの退職理由は「キャリア不安」と「残業」 |

大阪地裁判決

「追い出し部屋」で慰謝料支払い命令

証券会社から子会社に転籍させられた上に、退職を迫る「追い出し部屋」で勤務させられたとして、男性社員(42)が両社に計200万円の慰謝料を求めた訴訟において、大阪地裁は4月24日、「両社が共同で退職に追い込むための嫌がらせで違法」と判断し、両社に150万円の支払いを命じました。

* * * * *

男性は証券会社から子会社に転籍した平成24年から4カ月間、一人きりで別室勤務をさせられていました。男性のパソコンは他の部員と情報を共有できず、歓迎会や忘年会にも呼ばれない状態でした。また、転籍前も含め約1年間、新規顧客開拓の飛び込み営業に専念させられていました。

子会社側は「新規開拓に専念し、空

室を有効活用するため」と主張しましたが、裁判官は「飛び込みで契約に至るのは困難で、隔離に意義があるのか疑わしい」と退けました。親会社である証券会社についても「男性の業務内容の報告を受けていた」と指摘し、「態様は悪質で、一時は退職を考えるなど男性の受けた精神的損害は小さくない」と判断しました。

追い出し部屋はパワハラ?

平成24年ごろから、大企業の「追い出し部屋」が報道などで大きく取り上げられ世間の注目を集めました。単純労働をさせたり、業務を制限するなどの手法に対して「違法な退職勧奨(退職強要)」であるとした裁判例もあります。

今回のケースでは男性が退職してい

なかったため精神的損害に対する慰謝料という形になりました。

厚生労働省では、パワハラについて表のような類型を示しています。「追い出し部屋」でおこなわれていたことは、パワハラの類型と重なる部分も多いと言えます。

<パワハラの類型>

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 身体的な攻撃 | 胸ぐらをつかむ、頭をこづくなど |
| 精神的な攻撃 | 皆の前で大声で叱責、同僚の前で無能扱いなど |
| 人間関係からの切り離し | 部署の食事会に誘われないなど |
| 過大な要求 | 一人では無理だとわかっている仕事を一人でやらせるなど |
| 過小な要求 | 営業なのに倉庫整理を必要以上に強要するなど |
| 個の侵害 | プライベートなことをしつこく聞く、個人の宗教を否定するなど |